

新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町が分譲する福田定住住宅地（以下「分譲地」という。）への移住・定住の促進、地域の活性化、良質な住宅の形成を図るため、県外から町内へ・町外から町内へ移住するために分譲地を取得し住宅建築を行う場合に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新地町補助金等交付規則（昭和50年新地町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外移住者 県外から町内に移住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条に規定する転入をする者をいう。
- (2) 町外移住者 県内の他市町村（以下「町外」という。）から町内に移住し、かつ、法第22条に規定する転入をする者をいう。
- (3) 定住 本町の住民として永住の意思をもって居住し、本町の住民基本台帳に記録され、かつ生活の根拠地が本町にあることをいう。
- (4) 住宅 一戸建ての住宅及び住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (5) 住宅建築 自ら居住するため県外移住者又は町外移住者が、次に掲げる場合を除き、新築住宅工事請負契約（以下「契約」という。）により建築し、自らの名義で所有権保存登記を備えることをいう。
 - ア がけ地近接等危険住宅移転事業補助金を活用して取得するとき。
 - イ 公共工事に伴う移転補償により取得するとき。
 - ウ 福島県多世代同居・近居推進事業の補助を受けて取得するとき。
 - エ その他町長が指定する補助等を受けて取得するとき。
- (6) 子育て世帯 新地町福田定住住宅地分譲要綱（令和2年訓令第10号）第7条に規定する宅地分譲申込書の提出日（以下「提出日」という。）において、15歳未満の子ども（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいい、出生以降に同居する予定の妊娠中の子（出

産予定等であることが母子手帳等で確認できるものに限る。)を含む。)と同居している世帯をいう。

(7) 新婚世帯 提出日において、夫婦の満年齢の合計が80歳以下で婚姻届出後5年以内の世帯(夫婦のいずれかが再婚者である世帯を含む。)をいう。

(8) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及びその他町長が指定したもの(本町及び本町以外の市区町村に納付すべきものを含む。)をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令に適合していること。

(2) 戸建住宅の延べ面積は、住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)において定める一般型誘導居住面積水準(単身者の場合は、55㎡以上。2人以上の世帯は、25㎡×世帯人数+25㎡以上)以上であること。

(3) 福田定住住宅地へ建築された住宅であること。

(補助交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 福田定住住宅地を本町から購入した者で、この分譲地に自ら居住するために補助対象住宅を取得する県外移住者又は町外移住者であること。

(2) 子育て世帯又は新婚世帯であること。

(3) 補助対象住宅に係る補助交付対象者の共有持分が2分の1以上であること。

(4) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算し、3年以上継続して補助対象住宅に定住すること。

(5) 原則として、補助金交付年度内に町内への定住が完了していること。

(6) 定住する地域の自治会に現に加入し、又は加入する見込みがあること。

(7) 県外移住者又は町外移住者で、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、契約日前に移住準備等のため町内に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であり、かつ定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としな

する。

- (1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い補助対象住宅を取得した場合。
- (2) 同一世帯員に町税等の滞納者がいる場合。
- (3) この要綱に基づく補助金を交付されたことがある同一世帯員がいる場合。
- (4) 同一世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員である場合。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費は、県外移住者又は町外移住者が町内へ移住するための住宅建築に係る経費とし、次の経費を除いた額とする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、住宅建築に係る経費の2分の1を乗じた額とし、100万円を限度とする。

2 来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）に定める要件に該当する県外移住者にあつては、当該事業の補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、加算額は県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第10号様式）
- (2) 同一世帯員の住民票の写し
- (3) 町外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票等の写し
- (4) 補助対象住宅の請負契約書の写し
- (5) 補助対象住宅の案内図、配置図、平面図（居住部分の延べ面積が確認できるもの）
- (6) 納税証明書又は非課税証明書

- (7) この補助金の振込口座となる申込者の預金通帳等の写し
- (8) 新婚世帯は、婚姻届出受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、住宅の建築に係る請負契約を締結した日から1年以内に行わなければならない

3 町長は、第1項の申請があつたときは、速やかに第4条に掲げる要件を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

（補助金の変更の申請）

第8条 受給者は、第4条に規定する交付対象者でなくなつたとき又は申請内容に変更が生じたときは、速やかに新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、規則第6条1項に規定する別に定める軽微な変更該当する場合は、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合において、これを適当と認めるときは、受給者に新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金変更決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 受給者は、補助対象住宅を取得した日から30日以内又は補助金の交付決定があつた日から30日以内のいずれか町長が定める日までに新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 移住後の同一世帯員の住民票の写し
- (2) 補助対象住宅の不動産登記事項証明書
- (3) 補助対象住宅の取得時における平面図及び写真
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査により、その報告が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、受給者に補助金を交付するとともに、新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金

確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 受給者は、補助金の交付を受けようとするときは、新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年以内に補助対象住宅から転居したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取り消しの通知は、新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金取消通知書（第8号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、受給者に対し新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金返還命令書（第9号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 受給者は、補助対象住宅を取得した日から10年間当該住宅を処分してはならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

（補足）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。